

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號五第 卷六十第
行發日一月五年二十正大

論叢

相續税の經濟政策觀 法學博士 神戸 正雄
 階級に就いて 文學博士 高田 保馬
 價値の類型と個性 法學士 恒藤 恭
サン・シ
モン派の社會改造哲學及び連帶思想 文學博士 米田庄太郎
 本邦自殺の男女別 法學博士 財部 靜治

時論

税法の新改正を論ず 法學博士 小川郷太郎
 發明と國力 法學博士 山本美越乃

說苑

水戸烈公の穀物政策 法學士 本庄榮治郎
 中世末期に於ける村落の結合を論ず 牧野信之助

雜錄

炭鑛労働者の生計 法學博士 河田 嗣郎
 簡易平均法に就いて 經濟學士 岡崎 文規

本邦自殺の男女別

財 部 静 治

本邦自殺に關する官廳統計資料は、二根源に就き之を求め得べし、一は即ち戶籍の變更に據れる、内閣統計局の死因統計にして他は警察の取調べに係る自殺統計なり、試みに最近數ヶ年に關する、右兩種自殺數を比較せんか(第四十一回統計年鑑及第三十九回國勢一斑に據る)

	警 察 査	統 計 局 調 査
大 正 五 年	1,757	9,757
同 六 年	1,110	2,110
同 七 年	1,230	10,101
同 八 年	1,211	2,211
同 九 年	1,277	10,277

看る可し何れの曆年内にありても、警察の材料は統計局の材料に比し、大なる計數を示すことを、夫れ自殺を變死、否一般に病死として、報告せんとするの性向、自殺者の近親間に存するは外國に於ても學者の認むる所たり、*本邦に於て前記二種計數中、前者が後者に比し、概して約二割多きに就きても、同様なる事情に由る所尠からざらん、素より警察の材料と雖も、全然誤謬なしとは、謂ひ兼ねべし、一の死者を臨檢し、普通の死たるや、非業の死たり又自殺たるやを、判斷

* cf. Most, Bevölkerungswissenschaft. S. 124.

し兼ねることあるの、一事より推すも、之を察するに足れり、實に死か變死又は他殺により惹起されしか、或は自殺により惹起されしかを、屢明かにし得ざるの事實により、自殺統計及その比較研究を不確實ならしむべきことは、統計學者の認むる所たり、試みに此點に關する、Schnapper-Arndt の所説を引かんか、惟へらく頼死を、自殺と言明せざるの傾向は、自殺數を減せしむるの結果となるべし、假令は濠洲宣誓陪審員は、自殺を出来るだけ、變死として了承するの傾向を鮮明に示せり、從ひて各國に於ける自殺減少中には、虞らくは此仕方により説明され得べきものもあらん、最大の誠意を以て處理せらるる所にて、限界事例は常に尙可なり多し、されば錯遜王國にては、一八九九年確證され得べき、自殺一、二二一以外に、十中八九自殺とすべき死骸二五、變死か自殺か將た犯罪か、不詳なるもの三九を數へたり、丁抹にては限界事例一層多かりき、こは實に部分的には、同國が海岸線の延長に富むため、波により岸に打揚げられたる死骸、渺からざるによるものなるべし、即ち一八九九年同國にては、自殺四八五變死六五九錄せられしも、後者中一六二は疑はしかりき、されど又海に臨まざる伯林にありても、Becker によるに溺死者につき、同様變死たるか自殺たるか、間々之が區別の困難を告げたり、而も亦我警察の材料は、實地檢證の結果たり、又詳細に亘るものあるのみならず、不精確なりとしても、大局の考察を過たしむるが如き程度に、及ぶことなしと信するを以て、以下之に據り研究することとすべし。

* cf. Westergaard, Theorie der Statistik, S. 194.

** cf. Schnapper-Arndt, Sozialstatistik. SS. 577, 578.

第三十五回及第三十九回國勢一斑大正十二年時事年鑑によるに、本邦（道府縣ニ限ル）自殺の男女別、近年の狀況は次の如し

男		女	
明治四十四(元二)年	六,七二二	四,〇八一	
大正 元 (元三)年	六,九二五	四,二一三	
同 二 (元三)年	七,四六一	四,四六一	
同 三 (元四)年	八,〇七八	四,六二七	
同 四 (元五)年	七,九五九	四,六二五	
大正 五 (元六)年	七,三九九	四,五五六	
同 六 (元七)年	六,八五八	四,四三三	
同 七 (元八)年	七,五五三	五,〇七〇	
同 八 (元九)年	七,五六六	四,八四五	
同 九 (元〇)年	八,〇五二	五,二九五	
	年平均 七,四三三	年平均 四,八三六	

上表によるに自殺男女の比は、約六對四なり、その割合たる明治二十三（八九〇）年乃至三十七（一九〇四）年の材料によれる研究にありても、齊しく示さるる所たり*。

右の事實に關聯し、直ちに二疑問は惹起され得べし、自殺者中男數は何處にても、女數に超過すべきかとするはその一なり、超過すべしとしても、本邦の超過割合を、外國の材料と比較する際、その優劣如何にあり。

* 吳文聰著實際統計學 589頁參照

右二問研究の目的上、諸國材料につき、先づ人口中男千に付自殺男數幾何か、又女千に付自殺女數幾何かを問ひ、その結果を比較することとせば、一層精確なるべきも、今姑らく簡易なる方法として、實際上屢採用せらるる所に則り、聊か研究材料を引かんか、自殺女千に付自殺男數は次の如し。

	Mayr *	Morselli *
日 本	二〇八五	二〇八五
英 蘭	二〇八五	二〇八五
露 西 亞	二〇八五	二〇八五
歐 洲 一 斑	二〇八五	二〇八五
澳 地 利	二〇八五	二〇八五
佛 蘭 西	二〇八五	二〇八五
獨 透	二〇八五	二〇八五
伊 太 利	二〇八五	二〇八五

見る可し自殺男數か、自殺女數に超過するは、諸國通有の事實たるを、惟ふに Oettingen がその理由として、(1)男子は職業に當るがために、絶望の淵に臨むの、誘惑及緣由に富むこと、(2)家族を養ふの責任を有すること、(3)世に處して奮闘するの要あること、(4)自己の世界觀を獨力にて養ひ、又之を批判的に延ばすの、必要及義務を有することを擧げ、是等理由あるがた

* Cit. in Schnapper-Arndt, op. cit. S. 582.

めにかの固有忍耐力辛抱力を有し、風習に泥つみ、家事の狭き範圍内に於て、行動すべき婦人に比し、夥たしき男子をして自殺せしむべしとせるのみならず、(5)婦人は自殺の決心を貫くに、必要な勇氣膽力を、備へざること珍しからずと説けるは、相應の眞理を含める立言たらん、又 Mayo-Smith が男子は責任重くして、配慮する所多く、又羈氣に富み、一敗泥土に塗るるも、容易に屈折するを欲せず、淫佚及無謀の行動に出て易く、且又原則として勇氣に富むの諸事情を挙げ、自殺が男子に多きは故なきに非ずと、説けるも亦同様に評論するを得ん、而も亦かかる普遍的一般論に甘んぜず、事實に即して因果の關係を、尋ねんとするの趣旨よりせんか、自殺現象につき一層仔細に、年齢別、季節別、都鄙別等の、研究を遂ぐるにより、得る所寧ろ多かるべきことを、注意し得へきのみならず、茲に先づ着眼さるるの要あるは、男自殺數超過の割合が前表にも示さるる如く、國により地方により、相違を窺はしむる點にあり。

歐洲諸國の例によるに、男自殺數は絶對數比較上、女自殺數の三乃至四又は五倍に達す(獨逸帝國にては、一九〇一乃至八年中、男自殺百に付女自殺二八、三なり)^{***}而も亦右の不同圈内に於ける、歐洲諸國間の相違も、輕視するを得ず Rehfisch の研究によるに、女自殺の割合最も少きは瑞士にして、即ち女自殺一に付、男自殺五、八なり、白耳義、巴丁、うゆるてむべるひ及芬蘭に於ても、その割合は婦人のため、可なり有利にして、即ち一對五の割合なり、普漏西、巴威里及丁抹に移れば、その割

* cf. Öttingen. op. cit. 5. 770.
 ** cf. Mayo-Smith, Statistics and Sociology. p. 247.
 *** cf. Haushofer, Statistik. 2. Aufl. S. 475; Mayo-Smith, op. cit.; Elster, Wörterbuch der Volkswirtschaft, 3. Aufl. II. S. 786; Masaryk, Der Selbstmord, 81, S. 23.

合既に一對四なり、更に一步を進め、婦人を稼ぎ仕事に、引入ること多き諸國諸地方、假令は普漏西の首府、佛蘭西、奧地利、伊太利、錯遜、瑞典、諾威にありては、女自殺の割合一層多く、即ち男自殺に比し、一對三乃至三、五の割合を示す、就中伯林は女自殺の割合最も高く、一對二、八の女對男自殺比を示す、こは女子が營利又は勞働に、加はること餘りに多く、かくて男子と殆んど同一なる諸條件に、曝さるるによるものたるや、明かなりとせり*。説の當否は兎も角、自殺に及ばず婦人職業の影響を、力説せんとするものなるが、茲に尙附言すべきは、自殺を以て犯罪として取扱ひ、従ひて表面の自殺統計々數に、多くの疑問を挿まるる、英蘭自殺中婦人割合に多く、(前記の表參照、Mayo-Smithによるに一八九一年、英蘭の自殺男一、八六三女六二〇、従ひて三對一の割合なり) Schapper Arndt)れを觀し、そは虞らくは英國婦人の、解放せらるること、多きによるものなるべしとせることなり。

本邦自殺に於ける、婦人の割合高きこと、歐洲諸國の比にあらす、(前記表參照、尙明治四十四年乃至大正九年中の、每五年年平均に於ては、自殺女子に付自殺男一、六九八及一、五四二なり、此材料によるに近年に於ける自殺女數増進の) 之につきては、男自殺數増進に比し、速かならざるやを着想せしむるも、之につきては他日尙研究する所あるべし) 之につきては、本邦人口男女別上、歐洲諸國に反し、男數超過を示すこと、多少の關係あるべしと雖も、自殺女數の高き割合、歐洲諸國に比し、餘りに甚しく相違することを考ふるときは、之のみにより説明するに足らず、別に有力なる特殊原因あることを、推測せしめずんば非ず、夫れ本邦婦人界にあり

* cit. in Rost, Der Selbstmord, '05. SS. 25, 26.

ては、十有餘年前の近時に至る迄も、「出てましてかへります日のなしとさく、今日の御幸に逢ふぞかなしき」と詠しつつ、君に殉し夫に殉せし一烈婦を生じ、又その昔身を殺して、孝道又貞節を守りし、袈裟御前の事蹟は、今猶女訓の教材に、加へられつつあり、高き本邦自殺女數の裡面には、婦女界道德上由來推稱せられたる、是等特殊人格の餘波を、宿すこと全くなしとすべきか否寧ろその計數は、本邦婦人の解放運動、未だ充分に現實されず、婦人の社會的地位、著しく劣れることを示すの、徴とすべきものなるか、兎も角材料は些々たる一計數に外ならざるも、社會心理、社會倫理の研究家、文學者又教育家により、種々の疑問は之を中心として、發せらるるの外なかるべきを想ふ。

自殺特にその動機に關する、深き心理的研究は、個別標本詳查の方法によりても、有益なる結果を擧げ得べし、(かゝる研究の一例として Chamberlain, Things Japanese) 5. ed. 05. pp. 210-222 Art. Harakiri 参照 而も亦右高き自殺女數の、事實解釋につきては、自殺原因別統計の示す所により、着想を得せしむるもの尠きに非ず、自殺因由に關する警察の統計にも、不確實を伴ふべきは、一般自殺統計に於けると異ならず、否之に比し一層不確實なるべきことを、信せしむべき事由あり、特に目相互間の區別、判然明確なるやを疑はしむるも、今之が詳論を避け、大局に亘りてのみ考察することとし、明治四十四年乃至大正九年の、十ヶ年につき右因由別を察せんか(附表参照、出所前記の通り) その中には、男女に共通して強く働くべ*

* 通頁 810 頁に續く。

きもの、並に男子のみに、若しくは男子に割合に強く働くべきものあるを、鮮明に看取せしむると共に、(商業及負債關係による自殺、活計難による自男女に對し略同等に働くべきもの、並に女子に割合に強く働くべきもの、殺大正三及四年中特に高きを注意すべし)二種あるを看取せしむ、本邦自殺女數高き理由につきては、素より自殺因由として、重きをなせる、精神錯亂、病苦、厭世の三者につき、女子の割合高きことをも、考慮するの要あるや謂ふ迄もなし、されど又之が理由闡明の目的上、特別の注意が右四種別因由中、後の二種に屬するもの、特に情死その他戀愛關係によるもの、並に本邦家族生活に於ける、婦人道徳の長所及短所を、窺はしむるが如く思はるるものに、注かるるの要あるを想ふ、吾人は興味ある諸論旨が、その中より抽出され得べきを信する者なり、特に自殺論の著作により有名なる社會學者 Durkheim 並にその説に倣ひし Ross が、鞏固にして永續すべき諸束帶を以て、自殺を防ぐの一保障視し、特に親睦なる家族生活は、自殺を防ぐの一堡壘たり、そは之がため個人利害關係の焦點を、自己一身の諸經驗及運命より、家族群の諸經驗及運命に移すによりて然り、自己の生命に對する自己の態度は、自己のため貴きものにより決せらるるよりも、子供等にとり貴しとすべきものにより、決せらるること、多きに至り、又茲に配慮する結果、然らずば生き永らうの甲斐なしとして、棄つべかりし命をも、續けんとするの強味を授けらるごせるの趣旨も、右の材料により裏書さると考ふる者なりと雖も、立入りたる諸評論を試むるが如き、輕舉は今之を避け單に右の事實を指摘するに止め、世の思想家、風教論者乃至所謂性學者等の、參考に供せんと欲す。(完)

* cf. E. A. Ross, The Principles of Sociology, '20. p. 104.